

協議第3号

協議項目の調整方針について

基本的事項の調整方針を次のとおり定める。

協議項目		協議項目の説明	調整方針	備考
1	合併の方式	<p>市町村合併は、合併特例法の適用や合併の手続き(形式)などの違いから、「新設合併」と「編入合併」に区分され、協議・検討の方法も一部異なることから、協議を円滑に進めるためにも、早期に決定する必要があります。</p> <p>【新設合併】旧の町村を廃して、その区域に新しい町が誕生することです。</p> <p>【編入合併】一つの町村の区域に他の町村の区域が加わることです。</p>	<p>3町村が対等の立場で、それぞれの持っている地域特性を生かし、相互に機能の連携・補完を果たすことにより、新町の均衡ある発展を旨とするため、新設(対等)合併を基本とします。</p>	<p>資料 (1ページ)</p>
2	合併の期日	<p>新町として施行する日(合併協議会による調印日、各町村議会の議決日ではありません。)</p> <p>新町が誕生するまでには、様々な協議事項の確認、住民の合意形成が必要となりますし、各町村・道議会の議決等の手続きに期間を要するため、期日は慎重に決定する必要があります。</p>	<p>合併特例法に基づく財政支援等の特例をまちづくりに生かしていくため、法適用期限である平成17年3月末の合併を旨とします。ただし、今後、法改正等による適用期限の延長がある場合には、その期限内での合併を旨とすることとします。</p>	<p>資料 (3ページ)</p>

協議項目		協議項目の説明	調整方針	備考
3	新町の名称	新設合併の場合は、合併関係町村が全て廃止されるため、新町の名称を決める必要があります。	法定合併協議会移行後、一般公募により意見を募り、新町にふさわしい名称を決定します。	資料 (4ページ)
4	新町の事務所の位置	新設合併の場合は、合併関係町村が全て廃止されるため、新町の事務所(本庁舎)の位置を決める必要があります。	3町村の現役場庁舎の1つを本庁舎とし、これ以外の役場庁舎は、現行組織から管理機能を除く幅広い住民サービスを提供する総合支所とします。	資料 (5ページ)
5	支所、出張所の位置	事務所の位置は、住民の利便性、交通事情、関係官公署との関係等に配慮する必要があります。		
6	財産の取扱い	原則的には、合併関係町村が所有していた土地、建物、債権、債務などは新町に引き継ぐこととなります。(特段の事情があるときは財産区が設けられます。)	3町村の財産、債務は、すべて新町に引き継ぐものとします。	資料 (6ページ)
7	地域審議会の設置	合併特例法において、新町の均衡ある発展のため、地域の実情に応じた施策の展開のために、旧町村の区域ごとに地域審議会を設置することができることから、設置の有無、構成員の定数及び任期等について協議する必要があります。	合併特例法に基づく地域審議会を必要に応じて旧町村を単位として設置します。	資料 (9ページ)
8	公共的団体の取扱い	公共的な活動を営む団体は合併後、新町としての一体感を醸成する上からも統合されるのが理想的であり、これら団体への働きかけの基本方針について協議します。	団体の意向を踏まえ、統合するよう調整に努めます。	

	協議項目	協議項目の説明	調整方針	備考
9	議会議員の定数、任期及び報酬の取扱い	<p>新設合併の場合、合併前の議員は身分を失うのが原則です。しかし、合併前の住民意見を合併後の行政に反映させるため、合併後一定の期間に限り、議員の定数や任期に関する特例措置が定められています。</p>	<p>定数、任期については、合併特例法による特例を含め次の三通りの選択肢があります。</p> <p>「特例」を適用しないで、新町設置時に法定数内で設置選挙を行う。</p> <p>新町設置時に、「定数特例（法第91条の規定による定数の2倍以内）」により52名以内の定数で設置選挙を実施、4年後に法定数の26名以内による一般選挙を行う。</p> <p>新町設置時に、「在任特例（選挙なし）」による合併前の町村議員全員が合併後2年以内に法定数による一般選挙を行う。</p> <p>また、報酬については、3町村の報酬額及び同規模自治体の報酬額を基本に調整するものとし、それぞれ法定合併協議会において検討を進めます。</p>	<p>資料 (11ページ)</p>

協議項目		協議項目の説明	調整方針	備考
10	地方税の取扱い	合併前の町村で課税している税目が違う場合や、税目によって税率が違う場合があります。この場合、急に税金が高くなったりすることの無いよう、一定期間は不均一課税が認められています。	市町村民税、固定資産税などは税目及び税率が3町村同一であるため、現行のとおり継続します。ただし、入湯税については、税率・免除規定に差異があるため法定合併協議会において、調整の必要があります。	資料 (16ページ)
11	一般職の職員の身分の取扱い	新設合併した場合は、町村の法人格が消滅するため、一般職の職員は当然失職することになります。しかし、合併特例法により「引き続き新町の職員として身分を保証しなければならない。」と定められています。	3町村の職員はすべて新町の職員として引き継ぐものとします。 新町の職員数については、当面は現行の3町村の条例定数をもって、新町の条例定数とします。ただし、新町において速やかに定員適正化計画を定め、定員管理の適正化に努めます。 職制及び給与については、人事管理及び職員処遇の適正化の観点から、調整し統一を図ります。なお、現職員については合併後速やかに給与の格差是正を行うことが必要と考えられます。	資料 (18ページ)

協議項目		協議項目の説明	調整方針	備考
12	特別職の身分の取扱い	新設合併した場合は、首長をはじめ特別職は全員失職することになります。	町長は新町の発足後50日以内に選挙を行い、助役・収入役については新町長が議会の同意を得て選任し、教育長は、新町長が議会の同意を得て教育委員として任命したのち、新町の教育委員会が任命します。 給与については、同規模自治体の給与額を参考にして、法定合併協議会において検討します。	資料 (23ページ)
13	各種証明手数料の取扱い	合併前の町村の間で、住民票や印鑑登録などの証明事務について、その手数料が違う場合は、あらかじめその取扱いについて調整を図ることが必要です。	合併時に一元化する方向で、法定合併協議会において検討します。	資料 (27ページ)
14	補助金等の取扱い	各種団体に交付している補助金等は、合併に際して制度の調整が必要になります。新町の振興にどのように役立つかを明確にし、財政状況を配慮しつつ取扱いを検討することが必要です。	補助金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮し、公共的必要性、有効性、公平性等の観点から、そのあり方について、法定合併協議会において検討します。	資料 (27ページ)

協議項目		協議項目の説明	調整方針	備考
15	国民健康保険税の取扱い	合併前の町村間で国民健康保険税が異なっている場合は、不均一課税の適用もできますが、当該制度の趣旨から、できるだけ早く統一することが必要です。	各町村の保険税については、地域事情により算定基礎に差異が見られるため、合併後に医療費の動向を勘案しながら、一元化するものとしませんが、差異が大きいことから合併特例法で認められている5年以内を不均一課税とし、段階的に差異を縮小する方向で、法定合併協議会において検討します。	資料 (28ページ)
16	介護保険料の取扱い	合併前の町村間における保険料の格差について、負担の公平の観点から調整が必要です。	第1号被保険者保険料については、合併年度及び平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から新町の介護保険事業計画により算定した保険料率に統一します。	資料 (30ページ)
17	一部事務組合等の取扱い	各種事業等にかかる一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退することになりますので、新町のあり方を協議・検討する必要があります。	一部事務組合等については、事務の共同処理及び機関の共同設置のあり方について、法定合併協議会において検討します。	資料 (31ページ)
18	住民負担とサービスの取扱い	合併前の町村で実施している独自の各種事業について、従来からの経緯・実情を考慮し、公平性の確保及び受益と負担の適正化に努めることが必要です。		資料 (32ページ)

協議項目		協議項目の説明	調整方針	備考
-1	老人医療		3町村とも国の老人保健制度並びに北海道医療給付制度に基づき実施しており、合併後も現行どおり継続します。	資料 (32ページ)
-2	母子医療		3町村とも北海道医療給付制度に基づき実施していますが、初診時一部負担金の上乗せ助成で差異が生じており、合併時に一元化する方向で、法定合併協議会において検討します。	資料 (32ページ)
-3	乳幼児医療		3町村とも北海道医療給付制度に基づき実施していますが、助成率等で差異が生じており、合併時に一元化する方向で、法定合併協議会において検討します。	資料 (32ページ)
-4	各種健康診断と自己負担		サービス内容・利用対象者の差異及び負担の格差が生じており、合併時に一元化する方向で、法定合併協議会において検討します。	資料 (32ページ)
-5	福祉サービスと自己負担		サービス内容・利用対象者の差異及び負担の格差が生じており、合併時に一元化する方向で、法定合併協議会において検討します。	資料 (33ページ)

協議項目		協議項目の説明	調整方針	備考
-6	保育所と幼稚園		<p>保育所については、合併時に施設区分ごとに保育料を一元化する方向で、法定合併協議会において検討します。</p> <p>幼稚園については、合併時に授業料（保育料）を一元化する方向で法定協議会において検討します。</p>	<p>資料 （34ページ） （35ページ）</p>
-7	給食費		<p>3町村とも独自に給食センターを設置し小中学生を対象に給食を行っていますが、負担額に大きな格差がないため、合併時に一元化する方向で、法定合併協議会において検討します。</p>	<p>資料 （35ページ）</p>

協議項目		協議項目の説明	調整方針	備考
-8	ごみ収集と収集料金		<p>収集回数については、収集の実態を考慮し、合併時に一元化する方向で、法定合併協議会において検討します。</p> <p>収集料金については、有料化がごみの減量に効果を上げている事例もみられ、費用負担と減量化への住民理解と協力を求め、合併後速やかに一元化する方向で、法定合併協議会において検討します。</p> <p>収集体制・処理施設については、一部事務組合の構成も含めて、法定合併協議会において検討します。</p>	資料 (35ページ)
-9	除雪体制		合併時に除雪基準を一元化する方向で、法定合併協議会において検討します。	資料 (36ページ)
-10	上・下水道料金		上・下水道料金については、合併後5年以内で段階的に一元化する方向で、法定合併協議会において検討します。	資料 (37ページ)